

# EU 諸国の仲裁

上北 武男

(同志社大学司法研究科教授)

## 1. はじめに

タイトルに「EU 諸国の仲裁」をあげましたが、本日とりあげるのはドイツとフランスだけです。イギリスについては、国際商事仲裁においても、また海事仲裁においても、仲裁廷あるいは仲裁裁判所がロンドンに置かれていることもあって重要な国ではありますが、本日の検討においては除外させていただきます。

そこで、EU 諸国の仲裁で、なにかそれぞれの国によって法制が異なるのかと問われれば、基本的には、それほど異なるわけではありません。ドイツもフランスもそれぞれ民事訴訟法典のなかに仲裁に関する規定を置いています。ドイツについては民事訴訟法（ZPO）のなかに、わが国とほぼ同一の規定があります。フランスについても民事訴訟法典（最近まで、「新民事訴訟法典」（NCPC）といわれていましたが、現在は民事訴訟法典（CPC）といわれるようになりました。法典の名称が変わりました）、わが国と若干、異なりますが、基本的な構造に違いはありません。例えば、異なる点として、フランス民事訴訟法では、内国仲裁と外国仲裁を分けています。外国仲裁判断については承認・執行の問題に関する規定がおかれています。

ドイツやフランスの仲裁の規定が、本質的なところでは差異がない、否、わが国の仲裁法の規定と比較しても、それほどの相違はありません。いずれの仲裁も、国連のモデル法に従って作られたものでありますので、大きい違いは生じないわけです。では、なぜ、モデル法などを作って仲裁に関する規定の統一をはかろうとしたのでしょうか。仲裁に関する手続につき、多

くの人々は、仲裁地の仲裁法によるべきであるとしています。手続は法廷地法によるとの原則からです。この考えは訴訟手続にかんして述べられたものですが、仲裁についても、多くの人々によって支持されています。ただ、つぎの点は注意する必要があります。仲裁にかんする手続も当事者の合意によりどのようにも定めることができます。そのことから仲裁手続がいずれかの国の仲裁法によって規律されるといっても、それはあくまで補完的な意味です。また、さらに注意すべき点は、最近の仲裁の多くは常設の仲裁機関によって行われます。機関仲裁といわれているものです。この機関仲裁にあつては、それぞれの機関が、詳細な手続にかんする規則を持っています。従つて、いずれかの機関の仲裁を当事者で合意することになりますと、結局はその機関の規則によらざるをえないわけです（とは言つてもアメリカ、イギリス、フランスの代表的な仲裁機関の規則に大きい相違があるわけではありません）。では、なぜ、国連のモデル法になつた仲裁法がそれぞれの国によって採用されることになつたのでしょうか。

国際的な取引の場面で、取引当事者間においてこの取引から生ずる紛争を仲裁によって解決する旨の合意がなされたとします。この仲裁合意には、しばしば一方当事者の申立てにかかる仲裁については相手方の国の仲裁機関による仲裁によるとの条項が含まれる例があります。ここで各国の仲裁の規定が根本的に異なつておるとしますと、それぞれの当事者の申立てにかかる仲裁は相異なる手続に従つてなされることとなります。このような状況を考慮するとき、可能なかぎり仲裁法の規定は統一がはかられるのが望ましいということになります。もちろん、これは手続法固有の問題ではありません。取引自体を律するルールについても妥当します。国際的な動産売買についても統一的なルールが確立されていることから明らかです。

## 2. 仲裁についての基本的な考え方の対立

現在、仲裁は訴訟とともに重要な紛争解決の手続とされています。仲裁は他の ADR とは異なり法による紛争解決ということでは訴訟に近いものといえます。訴訟との違いは一方は公的な手続で裁判官による判断が紛争解決の基準となります。これに対して仲裁は私的な手続で、私設の裁判官ともいわれる仲裁人による判断が紛争解決の基準となります。この両者の関係はどうなるのでしょうか。

(1) もともとは訴訟と仲裁は各々独立したものでした。フランスの Oppetit 先生の著書に「仲裁の理論」というものがあります。私個人にとって非常に重要な書物です。フランス滞在中、フランス民事訴訟法の研究のほかに仲裁法にも興味を持っていろいろの文献にあたってみました。この書物の内容に非常に興味を持ちました。Oppetit 先生のお考えでは、仲裁は国王の訴訟手続に対抗して、商人が商人法（商慣習法）に従つて自ら紛争の解決をはかるとの趣旨で作らされたものとされています。従つて、仲裁は商事事件の解決のためにあり、訴訟はその他の事件の解決のためにあると考えられていたわけです。

この考え方のもとでは、仲裁手続に国家が関与することは極力控えなければならないこととなります。わが国の仲裁法のモデルとされました、国連のモデル法もこの考え方を採用しているとされています。私の立場では、なお仲裁廷の権限を広くすべきだということになりそうですが、一応わが国の仲裁法に従って考えることにいたします。たとえば仲裁判断の商人・執行に関しては、執行決定を出す裁判所は仲裁判断の内容の当否について判断してはならないことになっています。ただし公序良俗違反の場合は別です。例えば懲罰的損害賠償を命ずる仲裁判断に執行決定を出すことができるかが、その問題の一つです。仲裁手続にくわしい実務家の方は、仲裁判断がある国の法律に従って出された以上、それを尊重して執行を許すべきではないかと言われます。この考え方は合理性があると思います。これに対して、国家の裁判所が公序良俗に反しないかとの立場で仲裁判断を見直すことになると、仲裁手続の独自性が損われるように思われます。考え方としては、訴訟と仲裁それぞれ独自の目的をもった手続とすべきではないかと思えます。

(2) これに対して、最近、同志社大学で講演をされましたソラヤ・アムラニ・メッキ (Soraya Amrani-Mekki) 氏は仲裁を訴訟の補完と考えています。すべての事件を訴訟で解決しようとすると、事件が多数であることによって手続の遅延を招くことになる。当事者間で仲裁合意がなされている限りにおいて仲裁による紛争解決が訴訟の負担を軽減することになる。

この考え方は、わが国においても多くの人によって支持されています。仲裁以外のADRの手続すべてについてこのような考え方をしています。例えば調停についても同じです。調停による紛争解決に訴訟による解決を超えたより理想的な解決を期待するのではなく、調停は訴訟による紛争解決を補完するものととらえています。わが国の民事調停でも裁判所による紛争解決と同じ規範に従ってよいとされているようです。調停による解決が訴訟による解決と異なるとはいけないとの意識が強く働いているようです。私の立場からは、この考え方はどこか誤っているように思われます。

### 3. 仲裁による紛争解決の活性化は期待できるか

現在、一般的に言って、仲裁によって解決される紛争の割合は大きくはありません。比較的仲裁がよく利用されている中国でも、おそらくは訴訟に比して多いとはいええないのではないかと推測しています。それはなにによるのでしょうか。

(1) 第一に考えられるのは、裁判官による紛争解決に信頼が厚いということではないかと思えます。ドイツにおいては裁判官の判断こそ正しい判断との意識が強く、仲裁をはじめ他のADRについてもあまり評価は高くないようです。フランスでも主要都市には仲裁センターがありますが、これらの仲裁センターが積極的に利用されているとの報告には接していません。フランス民事訴訟手続が当事者主導型であることも、仲裁の職権主義的手続を好まない理由になって

いるのかもしれませんが。

(2) 第二に、仲裁人の独立性、公正さに対する疑念があると思われます。第三者的立場に立ちうる仲裁人を選任することのむずかしさは、かねてから指摘されているところです。当事者が選任する二人の仲裁人によって、中立的な立場に立ちうる第三者の仲裁人を選任する例は多数あります。仲裁人の中立、独立性の確保こそ仲裁に対する信頼の基礎になるのではないかと思います。またこれとともに重要になるのが、仲裁人の能力かと思えます。当事者から信頼される専門的知識を有し、誠実に職務を遂行しうる能力こそ、重要な資質と考えます。

(3) 第三に仲裁の費用があります。訴訟に比して仲裁の費用は安いとは言えません。仲裁においては、当事者がすべての費用を負担しなければなりません。訴訟費用は、裁判所の運営は国家の負担においてなされます。当事者の負担すべき費用は政策的に決定されます。訴訟より費用が安くあがるというのは、仲裁では不服申立てが認められず、一審で解決されるからです。仮に、現在、一般的に支持されている考え方、すなわち、仲裁を訴訟の補完とする考え方によるのであれば、国家として仲裁手続に必要な費用のうち、仲裁機関の運営に要する費用は負担すべきではないかと考えています。

#### 4. おわりに

思いつくままに話をしましたが、私の報告はこれで終りといたします。